

行政機関が保有する個人情報の保護に関する法律等に係る第三者機関の在り方について

平成 26 年 11 月 28 日

松村 雅生

行政機関が保有する個人情報の保護に関する法律等（以下「行個法等」）に係る第三者機関の在り方について、事務局から示された検討資料に沿って、簡単にコメントをさせていただきたい。

1. 行政機関等が保有する個人情報を対象として特定性低減データを導入する仕組みについては、これまで議論を積み重ねてきたが、中間的整理に示された通り、基本法における仕組みとは相当異なる内容とすることがおおむね了承されている（公益のための利用を中心としたスモールスタート）。また、その前提として、行政機関の保有する個人情報の特殊性が認識された。

行個法等における第三者機関の在り方については、このことを踏まえる必要がある。

2. 行個法等は、審議会を置かず、法令の解釈、運用で、適正な施行を目指す仕組みであり、政府部内における解釈運用の総合調整が重要である。これまで総務省がその役割を担ってきたが、第三者機関がそのような役割を全面的に担うことは困難ではないか。
3. 特に、特定性低減データの提供を義務化しない仕組みの下では、従来の個人識別情報以上に利用・提供と保護規制との調和が重要であり、政府としての政策の立案推進が必要となる。
4. 当面の第三者機関の体制整備については、懸念を示されることが少なくない。また、行政機関における様々な公益性の判断について、十分な関与をなしうるか。
5. 基本法に係る特定性低減データについての第三者機関の役割については、主務大臣との関係を考慮することとされている。
6. 公的部門における第三者機関の在り方が、EU の制度に言う「十分性」にどの程度影響を与えると考えるべきか。越境データ流通の問題

題は、民間部門の個人情報保護を念頭に議論されてきているのではないか。

7. 特定性低減データ制度の導入する場合でも、基本的には現行通りとすることは十分考えられる。しかし、上述の事柄を考慮しつつも国際的な要請に対処する観点に立てば、B案を中心に検討することが考えられる。ただし、一般個人識別情報及び特定性低減データの保護、利用提供について、ともに総務大臣の関与権限を認めただうえで、基本法に係る第三者機関との連携を図る仕組みとすることを検討してはどうか（B3案の位置づけ）。

C案の是非については、「専門機関」の役割、位置づけを具体的に検討する必要がある。